

微量 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理認定について



環境省は、平成 24 年 6 月 7 日に全国で 7 件目となる微量ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB)汚染廃電気機器等の無害化処理に係る環境大臣認定を株式会社富山環境整備に対して行いました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、微量 PCB 汚染廃電気機器等について高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。この度の認定は、上記事業者からの申請に基づくものです。

(認定取得者)

①申請者の住所、名称、代表者の氏名

富山県富山市婦中町吉谷 3 番地 3

株式会社富山環境整備 代表取締役 松浦 英樹

②施設設置場所

富山県富山市婦中町吉谷字殿山 2 番 1 外 9 筆

③施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

④処理を行う廃棄物の種類

ア 廃ポリ塩化ビフェニル等

イ ポリ塩化ビフェニル汚染物(次に掲げるもの)

○ 廃電気機器(変圧器、リアクトル、変成器及び変流器に限る。)

○ 絶縁油搬入に用いたドラム缶

⑤処理の方法

焼却(ロータリーキルン式焼却炉及び固定床炉(二次燃焼炉を含む。))

⑥処理能力

ア 廃ポリ塩化ビフェニル等 1日当たり 14.4 キロリットル

イ ポリ塩化ビフェニル汚染物 1日当たり 6.4トン

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っておりますので、是非お任せ下さい。

資料 2012 年 6 月 7 日付 環境省報道発表資料

衛生技術箇所 五月女欣央